

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 企画担当
不利益処分名	緑の相談所の入館者の退館命令
根 拠 法 令	とくしま植物園緑の相談所条例
根 拠 条 項	第7条
連 絡 先	(電話 621 - 5295 )
処 分 基 準	<p>(入館の拒否等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 感染性の疾病があると認められる者</p> <p>(4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められる者</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)